

教育委員会 3 月定例会 会議録

1. 日 時 平成30年3月27日(火)午後4時00分～
2. 場 所 ウララⅡ(7F) 会議室1
3. 出席委員 教育長 井坂 隆
職務代理者 小原 芳道
委 員 橋本 重信
委 員 説田 賢哉
委 員 松延 芳子
4. 委員以外の出席者
教育部長 服部 正彦 教育総務課 根本 卓也
学務課 望月 亮一 生涯学習課 今野 修
図書館長 入沢 弘子 図書館副館長 大貫 三千夫
文化課 根本 陽一 スポーツ振興課 星田 洋一
国体推進課 北島 康雄 指導課 鶴田 由紀子
教育総務課副参事 元川 宏 生涯学習課補佐 石川 功
図書館係長 柿本 江里奈
5. 議 題
 - (1) 議 案
 - ① 議案第40号
義務教育学校の開校に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について (教育総務課)
 - ② 議案第41号
義務教育学校の開校に伴う関係訓令の整理に関する訓令の制定について (教育総務課)
 - ③ 議案第42号
教育長の権限に関する事務の一部を小学校及び中学校の校長に委任する規程の一部改正について (教育総務課)
 - ④ 議案第43号
土浦市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について (教育総務課)
 - ⑤ 議案第44号
土浦市教育委員会事務局組織規則の一部改正について (教育総務課)
 - ⑥ 議案第45号
土浦市教育委員会事務決裁規定の一部改正について (教育総務課)
 - ⑦ 議案第46号
土浦市生涯学習館条例施行規則の一部改正について (生涯学習課)
 - ⑧ 議案第47号
土浦市生涯学習館使用料金額の承認について (生涯学習課)
 - ⑨ 議案第48号

土浦市学校管理規則の一部改正について (指導課)

⑩ 議案第49号

平成30年度土浦市教育行政方針(案)について (教育総務課)

⑪ 議案第50号

土浦市職員の分限処分に関する指針に基づく警告書の交付について
(教育総務課) (非公開)

(2) 協 議

① 土浦市小中一貫教育基本方針の改定(案)について (指導課)

② 平成30年度土浦市学校教育指導方針(案)について (指導課)

(3) 報 告

① 義務教育学校の開校に伴う関係告示の整理に関する告示の制定について (教育総務課)

② 土浦市放課後子供教室推進事業運営委員会要項の一部改正について (教育総務課)

③ 土浦市立小学校通学バス運行管理要綱の一部改正について (学務課)

④ 土浦市図書館資料の利用制限に関する要綱の制定について (図書館)

⑤ 土浦市立図書館資料の弁償に関する要綱の制定について (図書館)

⑥ 土浦市立学校体育館解放団体利用要項の一部改正について (スポーツ振興課)

⑦ 土浦市立小・中学校児童生徒各種大会参加等補助金交付要項の一部改正について
(スポーツ振興課)

(4) その他

① 第28回かすみがうらマラソン兼国際盲人マラソンエントリー者数について
(スポーツ振興課)

② 辞令交付式について (教育総務課)

③ 平成30年度茨城県市町村教育委員会連合会定期総会及び講演会の開催について
(教育総務課)

6. 傍聴者 なし

7. 議事内容

教 育 長 それでは、3月の定例会委員会を始めます。
次第に沿って進めていきますので、よろしく願いいたします。
教育長報告をお願いします。

—————2月21日以降の行事について報告—————

何かございますでしょうか。

今回、議案第50号については非公開でお願いしたいと思います。

それでは、議案40号をお願いします。

教育総務課 本日、規則等の改正に関する議案等が数多くございます。これにつきましては、平成30年4月1日付で義務教育学校の開校、文化課を廃止して文化生涯学習課の新設を行う機構改革、あと、我々職員の職名の見直しが行われる関係で、関係する例規

等の改正を行うもので、かなりの本数になるというような状況でございます。

それでは、まず4ページをお願いいたします。

こちら、4月の新治学園義務教育学校の開校に伴い、11月の定例会においても関係条例の一部改正について審議いただきました。それを受けて、12月議会で条例改正をしたところでございますが、その条例改正を受けまして、こちらに記載の七つの規則を一括して改正するものでございます。

改正の内容は、条例の改正と同様、2の概要に記載のとおり、関係例規中の小学校、中学校等の表記に義務教育学校を加えるものです。それによって対象となる範囲を狭く誤解される可能性があるものについては、中等教育学校や特別支援学校を加えるというようなものでございます。

9ページをお願いします。

こちら、新旧対照表になります。左側の改正案ですけれども、第1条の土浦市青年の家条例施行規則の新旧対照表でございます。

第6条において使用料の減免を規定しておりますが、第1項第1号イに記載のとおり、小中学校に加え、義務教育学校も対象であることを明文化するものでございます。

以下、28ページの第7条、土浦市奨学資金給与条例施行規則まで同様の改正を行うもので、いずれも平成30年4月1日から施行するものでございます。

教 育 長

ありがとうございます。4月1日からの小中一貫義務教育学校の開設に伴う、変更でございます。ご質問はございますでしょうか。これは教育委員会規則ですよね。

教育総務課

そうです。教育委員会です。条例のほうは議会で12月に改正済みでございます。

教 育 長

続きまして、41号をお願いします。

教育総務課

32ページお願いいたします。

こちら先ほどの議案第40号と同様、義務教育学校の開校に伴い、関係する三つの規定を一括して改正するもので、同じく義務教育学校を追加することになります。同様に、30年4月1日から施行というものになります。

教 育 長

第41号について、訓令の整理に関する訓令の制定ということで、今回の改正は全て小中一貫教育をやる中で、義務教育学校というものができたことに関しての改定ということですか。

では、42号をお願いします。

教育総務課

こちら同様の改正になりますけれども、44ページをお願いします。

こちら義務教育学校の開校に伴いまして、教育長の権限に関する事務の一部を小学校及び中学校の校長に委任する規定の一部改正を行うものでございます。

30年4月1日から施行するものでございます。

教 育 長

同様の校長の権限についての規定の変更ということでございます。何かございますか。橋本先生、何かありますか。

教 育 部 長

42ページの字句の訂正なんですけど、規定の定が定めるじゃなくて、程、44ページをご覧いただくと、規程の字が両方とも程になってございます。こちらが正式なものですから、42ページのほうは訂正させていただきます。2行目です。委任する規程の程が定めるじゃなくて、程度の程です。

教 育 長

訂正願います。42ページの議案第42号の2行目、規定の「てい」が定めるじゃなくて、程度の程。

43号お願いします。

教育総務課

48ページをお願いします。

こちらは土浦市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、記載の四つの規則を改正するものでございます。概要につきましては、冒頭申し上げましたように、職員の職名を改正するもので、係長を主任、主査及び課長補佐のうち、主管係長を係長、主幹係長以外の係長を主査で、今ある副参事を廃止して、課長補佐とするものでございます。

56ページをお願いいたします。

56ページにつけました資料、こちらは今回の職員の職名の改正に伴う人事課のほうで作成した資料となっております。

まず、なぜやるのかというのは、簡素かつわかりやすい職名に変更するということで、まず、1番の見直しの趣旨、これにつきましては、一つ目が職名が細分化されているため実務上の違いが不明確である。具体的には、副参事兼課長補佐と課長補佐の違い。また、二つ目は職名と実務上の役割が一致していない。係長は、実際には係の長ではないというようなこと。

2番の見直しの概要ですけれども、こちらは3番目の新旧対照表をご覧いただきながらだとわかりやすいと思うんですけれども、右側の3級の係長を左側で主任とすると。それで、課長補佐、主査、4級のうち、主管係長の職名を係長とし、主管係長以外の職名を主査とする。5級の副参事を課長補佐というような改正でございます。

これに伴いまして、また51ページのほうにお戻りいただきますと、51ページの新旧対照表になりますけれども、第1条の土浦市立学校給食センター条例施行規則の、こちら新旧対照表でございます。第2条第2項におきまして、主査及び主幹だったものをここに主任を追加して、給食センターに主査、主任及び主幹というような職名の変更が今回の改正となっております。第2条の土浦市図書館条例以降、同様の改正内容でございます。よろしく申し上げます。

教 育 長

ありがとうございます。市役所の職員の呼び方の改正ということで、一般的な呼び方に変えたということです。県庁の呼び方と同じように統一したという形ですかね。係長でもポスト係長と下にいる係長、下にいる係長は本来の係長ではないので、そこは主任にすると、そういったわかりやすい組織にするといったことが主な目的でございます。

小原委員
教育部長

今までは、係長、主任、何だったんですか、係長は。係長は主査だったんでしょう。係長のほかに、主査兼係長というのがいましてわかりづらかったんです。係長でも主査なんですけれども、いわゆる係のポストとしてのポジションがあったので非常にわかりにくい。それを明確に主査と係長に区分して、今までの係長の部下なし係長みたいな部分を主任にしたと、そんなところですよ。56ページのとおりでございます。

小原委員

今まで係長だった人が主任になったり、主査になったりするんでしょう。

教育部長 ということですが。
小原委員 とすると、降格になっちゃう。
教育部長 イメージは降格なんです。給料とか職名の役割というところは変わってないので、本当に呼び名が変わっただけです。

教育長 役所の職名というのは時代とともに変わって、たしか参事というのは、県の知事を大昔参事といていたと思います。

教育総務課 続いて、今度は44号。
44号のほうは60ページをお願いいたします。
土浦市教育委員会事務局組織規則の一部改正でございます。こちらの改正につきましては、機構改革、それと義務教育学校の開校、あとは今の職名の見直しと三つに係る一部改正となっております。
63ページをお願いします。
下の箱でございますが、別記1、こちらが第3条の課、係の設置に関する別表になりますけれども、文化生涯学習課及び文化振興室を追加するものでございます。
また、64ページをお願いします。
こちらの別記に、こちらが教育機関に関する規定でございますが、学務課に義務教育学校を追加しまして、文化生涯学習課に博物館から市民ギャラリーまでを追加するものでございます。こちら4月1日から施行するものでございます。

教育長 ありがとうございます。新年度からの機構改革で、文化課と生涯学習課が一緒になるという趣旨でございます。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

教育総務課 続きまして、今度は45号。
資料76ページをお願いします。
土浦市教育委員会事務決裁規定の一部改正でございます。こちらも44号同様、機構改革、義務教育学校の開校、職名の見直しの三つに係る一部改正でございます。
78ページのほうをご覧くださいと思います。
第2条、用語の定義におきまして、(8)施設長に義務教育学校長を加え、81ページをお願いいたします。第9条の代決権者に係る規定になっていますが、別記1の改正案のとおり、課長の代決権者として、第1順位を課長補佐、第2順位を主査、こちらは職名の見直しに伴う改正、それと85ページのほうをお願いします。85ページは分掌事項別専決基準表でございますが、文化生涯学習課長の専決事項を新たに規定したものでございます。
こちら4月1日より施行するものでございます。よろしくをお願いします。

教育長 ありがとうございます。ただいまの説明でご質問、ございますでしょうか。よろしいですか。

生涯学習課 それでは、続いて46号をお願いします。
92ページをお願いいたします。
3月議会におきまして、旧図書館の閲覧室等を生涯学習館の研修室として利用に供するため、研修室6から研修室10までの利用料金を別表に追加する生涯学習館条例の一部改正を議会の承認を得まして行います。このことと、行政不服審査法の改正に伴いまして施行規則の一部改正を行うものでございます。内容といたしましては、

様式の2号、3号、6号の字句等の一部を改めるものでございます。

定例会資料の96ページをお願いいたします。

様式2号の裏面になります。中ほど4番のところ、「全て」というところから1行下の中黒点、丸のところに「全て」というところにアンダーラインが引いてあります。この2カ所、ひらがなからこの漢字に改めるものでございます。

99ページをお願いいたします。

様式3号になります。こちらにつきましては中段より下段、「教師」というところがございしますが、こちらのほうも文面中、1行目と3行目のところで3カ月以内、こちらのほうは60日以内から3カ月以内、それから土浦市から土浦市教育委員会に審査請求するよう改め、また、5行目の後ろのほうから「土浦市を被告として」とありますが、取り消しを訴える場合の被告を指定管理者から土浦市に改めるものでございます。

続きまして、100ページをお願いいたします。

様式の第6号になります。2番の表中、施設名のところ、研修室5の次に、6から10までを追加するものになります。また、教示の文面につきましては、先ほどの様式第3号と同じ変更となります。

なお、施行日につきましては、平成30年4月1日からといたします。

教 育 長

大分細かい話ですけれども、規則に関する変更ということですね。よろしいでしょうか。

続きまして、47号、生涯学習課お願いします。

生涯学習課

続きまして104ページをお願いいたします。

土浦市生涯学習館利用料金の承認について説明をさせていただきます。1番の趣旨の記載のとおり、平成30年3月議会におきまして、土浦市生涯学習館条例の一部を改正し、資料の106ページご覧いただきたいと思っております。別表のとおり、研修室6から10の利用料金を追加いたします。指定管理者が利用者から徴収する利用料金の金額については、地方自治法144条の2第9項及び土浦市生涯学習館条例第9条第3項の規定によりまして、教育委員会の承認を受ける必要があります。今回、指定管理者である土浦市産業文化事業団から利用料金の承認申請がありました。申請のあった料金の金額につきましては、生涯学習館条例の利用料金金額と同額となります。ご承認いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

教 育 長

これも最初見ると何なのという感じがしますがけれども、産業事業文化団のほうからこういう形でやりたいということでの改定ということ。よろしいでしょうか。

続きまして、今度は指導課、第48号お願いします。

指 導 課

110ページをお願いいたします。

新治学園義務教育学校の開校に伴う土浦市立学校管理規則の一部改正についてでございます。主な改正につきましては、30ページにございまして、(1)から(3)でございます。(1)小学校及び中学校を小中学校及び義務教育学校に改めました。(2)点目は、小中一貫教育を行うことをこれまでは明文化しておりませんでしたので、それを明文化いたしました。(3)点目は、学校からの提出物であります教育課程編成書など、学校から教育委員会に提出する各種報告書の様式を変

更いたしました。

このうち、(2)の小中一貫教育を行うことを明文化することにつきましては113ページをお願いします。

新旧対照表の一番下の枠にございます第4条の2項でございます。こちらについて3項目入っております。一つ目は、114ページにございます小中一貫教育を施す小中学校の範囲を定めました。新治学園義務教育学校以外の併設型小学校・中学校のほうも明記しております。

また、114ページの一番下にありますとおり、それぞれの地区にございます小学校・中学校の中から、代表となる校長を選任するという、また、115ページの上段にございますとおり、併設型の小学校・中学校の校長は、教育課程の編成に当たっては、相互に協議して作成をし、届け出なければならないというようなことを明記いたしました。

施行日については平成30年4月1日でございます。

教育部長

訂正お願いいたします。111ページですが、2行目の規則の規則名、タイトルが間違っておりまして、土浦市立学校管理規則の一部を改正する規則が正式なんですけれども、関係規則の整理に関する規則の中に一回取り込んであったものを小中一貫教育の部分は改正に加わるので、趣旨が違うということで切り離れたんですが、タイトルを直すのを誤っておりまして、タイトルを直すのをしてないものですから、修正をさせていただきます。

教育長

議案第48号の111ページの2行目。

教育部長

土浦市立学校管理規則の一部を改正する規則という名称です。こちらは議案の名称と。

教育長

議案の名称と同じになるということですか。

教育部長

「一部改正について」のところが「一部を改正する規則」と。

教育長

ということで、タイトルは議案の一部を改正する規則という形で直すということす。訂正願います。これはさっき言ったように、新しい学校教育法的一条校との関係、学校との規定との関係で、いろいろと修正しなければならないところがあって、慎重に進めていっていただきたいと思います。

要点としては、義務教育学校の校長先生は一人けれども、併設型は校長先生がそれぞれいるわけで、例えば土浦四中であれば、四中、下高津、二小、それに東小という形で代表校長ということを決めなければならないので、そういうことも含んでいます。よろしいでしょうか。

続きまして、教育総務課、第49号をお願いします。

教育総務課

平成30年度の土浦市教育行政方針(案)でございます。こちら、別添の資料1のほうをお願いします。

前回、3月15日の臨時会において、案のほうを各課より説明させていただきました。その後、委員の先生方から修正点はございませんでしたが、指導課のほうで若干訂正したいという内容がございまして、それを説明させていただきたいと思います。指導課をお願いします。

教育長

指導課

3点ございます。まず、3ページをお願いいたします。

こちら、2ページから続く(2)特色ある学校づくりの主な事業の箱の中でございますが、そのイ、郷土への理解を深める教育の推進、その中、6項目ございましたが、オとカにありました子ども郷土研究と茨城郷土研究、こちら、二つに分けてお示ししておりましたが、若干わかりにくいところがございますので、こちら二つ合わせて、こちらの市や県の事業を活用して郷土教育を推進していくというようなことを明確化するために一つのオの中に入れ込みました。

同じように、ウの防災教育の推進でございますが、その中で引き渡し訓練を別個にしておりましたが、こちらも別枠だと煩雑でわかりにくいところがございますので、今お手元にありますとおり、(ウ)の緊急連絡方法の確認と連絡体制への整備及び引き渡し訓練というような意味合いを強めてまいりたいと思っておりますので変更が1点目でございます。

2点目でございます。同じく、3ページでございます。教育内容の充実の中のカ、こちら、読書活動の推進というふうに直させていただきました。これまでは、「みんなにすすめたい1冊の本推進事業」という言葉で示しておりましたが、こちらは県の事業の名前でございまして、それを受けて進めておったわけですが、県が来年度からこの名称を使わないというようなお話をいただきまして、お名前の変更にかかわらず、読書活動を推進するというような広い範囲で名称を変更したというのが変更の理由でございます。

3点目でございます。5ページをお願いいたします。

(6)社会の変化に適切に対応できる教育の推進、こちらは前文にございますとおり、キャリア教育や情報教育、最後に国際理解教育を掲げておりましたが、主な事業の中に国際理解教育にかかわるものは入っておりませんでしたので、国際社会で活躍できる人材の育成で、グローバルな視点を生かして小中一貫やメディア教育の中でこういった授業を展開していくというようなことを明示するために、こちらについて追加をさせていただきました。

以上3点でございます。よろしくお願いたします。

教 育 長

前回からお示ししている教育行政方針の中で、3ページと4ページ、名称、例えば、子ども研究を茨城子ども研究と一緒にしたとか、引き渡し訓練、これも災害時に保護者に子供さんをお迎えに来てもらって帰宅してもらおうという、そういう話をまとめたということと、読書活動について県のタイトルが変わったので、それにかかわらず、読書を推進するということです。

5ページのほうはグローバルな視点という言葉を入れたということです。何かございますでしょうか。よろしいですか。これはもう「案」は取るということですね。

指 導 課

はい。

教 育 長

それでは、(案)をとっていただきますようお願いいたします。

続いて、50号は最後。

教育総務課

50号は最後になります。

教 育 長

では次に、協議事項をお願いします。指導課。

指 導 課

別冊の資料2をお願いいたします。

こちらについては大変申しわけありません、ご提出した後の変更がございまして、

本日、差しかえとして机上に置かせていただきました。

既にお配りしたものと今回お配りしたものとの変更は、項目の順番をよりわかりやすく入れかえたということでございます。内容そのものの変更はお配りしたものから今回お配りしたものの内容の変更はございません。

では、ご説明させていただきます。

こちらの基本方針につきましては、総合教育機会の際にも資料としてご覧いただいているものでございますが、改めてご協議いただきたいと思ひましてご用意させていただきました。

1 ページをご覧ください。

右上にありますとおり、小中一貫教育の基本方針につきましては、平成25年3月に策定したものでございます。5年経過しておりますので、内容についての改定をいたしました。しかし、基本方針ですので、大きくこれまでの流れを変えるというような更新の変更ではございません。主な変更点につきましては、説明は1ページの「基本方針策定の趣旨」や「基本方針策定に至る背景」の(1)などがございますとおり、国の方針が明確になったことを受けて、そちらを反映させて基本方針を改定していくというようなことが主なものでございます。

同様に、2 ページをお願いいたします。

2 ページの中段より下、「小中一貫教育制度とは」というような、こちら2番の「小中一貫教育校の設置形態」、こちらもたまたま同様、国の方針が明確になった、また、変更されたということに伴っての定義づけでございます。これまでは校舎の設置の別で名称を用いておりました。分離型ですとか、隣接型ですとか、一体型というような形で国も我々も名称を用いてきたわけでございますが、しっかりと方針が定まってまいりまして、これまでもご説明してまいりましたとおり、義務教育学校や併設型小学校・中学校というような文言の定義づけも明確になりましたので、そちらを受けて、定義づけと及び3 ページにございますとおり、学区、小中学校のグループ分けも改めて明記をいたしました。それ以降について大きな方針の変更点はありません。

2 ページの上段にありますとおり、本市における小中一貫教育の基本理念につきましては、1 点目は確かな学力の向上のために9年間を見通したカリキュラム、土浦 Next Planなどを活用しまして、また、ICTもそれに加えて9年間で学力をつけていくというような部分での強調、また、学力をフォーカスする部分ではありますが、生きる力を取り出しまして、キャリア教育を推進していく、その中で人間関係づくりとか、社会性などについても身につけていく、それを9年間で行っていくというような方針についての大きな転換はございません。

これまでの取り組みにつきましては7 ページ以降に資料として添付をさせていただいております。

教 育 長

ありがとうございます。小中一貫の基本方針、国のほうで平成28年に学校教育法が変わり、義務教育学校が追加されたということです。併設型小中一貫校について、何を中心に見るかによって呼び方がいろいろ考えられるんですが、併設型に統一するということです。繰り返しになりますが、小学校、中学校は現行のまま学校教育

法的一条に存在し、義務教育学校だけが新しくなると。しかし、小中一貫教育、新しいことをやるということです。

つくば市の場合、国で定まっていない段階で義務教育学校の春日学園をつくって、来年は、人数が増えすぎてしまったため、また分離するというような、いろいろな条件があります。あと、日立市、那珂市、北茨城市、水戸市とか、いろいろ市町村によって捉え方が違っているのが現状です。土浦はこの国の法律にのっとったやり方でいくということですので、今説明のあったとおり、平成28年4月1日に学校教育法が変わったと。それに伴って、学校教育法の変更と同じスタンスでこの方針を変更していったということでございます。

ご質問、ございますでしょうか。

説田委員

内容の問題ではなくて単純にレイアウトだけなんですけれども、4ページの囲みの中で、※1、※2で、確かな学力、生きる力、右側に定義があるんですけども、※とパッと見てどこに書いてあるのかなと見ちゃったので、(1)を※1にするとか、したほうがいいかなと思ったんです。

指導課

ありがとうございます。

教育長

ただいま4ページの図で注釈の表記を変えたほうが良いということでございます。指導課、そのほうがわかりやすいですね。

指導課

以前、この下に小さく入れていたものをこちらに取り出したので、こうしてしまっただころがありますので、もとに戻して、そのほうがわかりやすいと思います。こちらに訂正させていただきます。

小原委員

小中一貫校の統括校長というのが出てきました。統括校長というのは中学校の校長はやるわけですか。それはその学校で決める。

指導課

はい。学区で。現在も小中一貫教育運営協議会を実施しておりますので、その際に、各地区の代表となる校長先生方にご出席いただいておりますので、統括校長という言葉を用いていなかったんですが、改めて定義づけをしまして、学区の中のリーダーの先生ということで、特に中学校というふうに……。

小原委員

それは決まっているということではなくて、統括校長という言葉がどういう意味か、自分の区だけじゃなくて、他学区との校長とかもやるんでしょう。

指導課

一中地区、三中地区、四中地区に関しては、特にその連携は必要かと思っておりますので、統括校長が中心になって連携していく理由は大きいかと思っております。

小原委員

大変ですよ、統括校長というの。その学区の小中学校の校長の中で選ぶという、そういう意味なんですか。

指導課

はい、その学区の中で選んでいただく。

小原委員

それは教育委員会関係ないの。学区の中で選ぶの、校長の互選でやるの。

指導課

選出に関しては、実際は互選でお願いしようと思っております。

小原委員

教育委員会で頼むわけじゃない、そうじゃないんですか。

指導課

今までの運営協議会の代表の校長先生方も互選で選出していただいておりますので、わかりました。

指導課

1点、私のほうからもよろしいでしょうか。細かいところですが、3ページの一番上の「本市の小中一貫校」のところですが、こちら太字のゴシックにさせていただきます。

きこうと。明朝なので、字体をゴシックにさせていただきます。

教 育 長
松 延 委 員

よろしいでしょうか。

資料1と2の文字の表記についてですが、先日もお話ししました「子供」と「一人一人」の表記を統一したほうが良いように思うんですが。

教 育 長

語句ですね。文科省のほうも表現を変えているし、中央教育審議会でも表記は変わっているの、最新のはどっちなんですか。

教 育 部 長

公文書の書き方、文字の使い方というのは国のほうで定めていますので、それに基本的に準拠するはずなんですが、最近そういうのが国のほうも乱れてきていますので、文科省を中心に教育委員会はその辺の書き方は統一していきたいと思っておりますが、即答ができません。

松 延 委 員

国からの公文書は、「子供」のどもは漢字表記にしますよということを何年か前に下ろされてきたけれども、その時点で、各自治体にそれを強要するというのではなく、各教育委員会に任せるということだったと聞いたことがあります。

教 育 部 長

もとの所管の仕事だったので、文書取り扱い規定というのが市の中でつくってありまして、それに準拠するというような、国の公文書の書き方に準拠するという決まりごとにはなっています。ただ、それがきちんと統一されているかどうかというと、法令、いわゆる例規、条例規則は徹底されていますが、それ以外のこういった部分については徹底されていない部分があります。それについてはなるべく準拠するように考えてはいきたいと思えます。なるべく。

教 育 長

統一するということで対応いたします。教育が始まって150年近くたっているの、昔だったら国の指示が徹底していたでしょうけれども、中教審は担当者の地方から出向している先生たちが多く、そこまでは忙しくて統一できてないという現状があると思えます。

教 育 部 長

昔は、和文タイプとあって、結局、それをチェックする機関を通して手書きが基本的にきれいな文字に変換されたんですが、今パソコンができて、そういうことをせずに各職員が自分でつくった文書がそのままこういった製本される時代になってきたものですから、追いつかないというところがあります。その背景が文科省にも出ていまして、それで揺らいでいるところがありますが、なるべく統一しますので、よろしくお願ひします。

教 育 長

そこを統一するというので、よろしいですか。そのほかございますか。

指 導 課

では、続きまして、もう一つ指導課。協議事項の2番目、学校教育指導方針（案）。資料の3をお願いいたします。

先ほどの土浦市教育行政方針とあわせて、学校教育に特化した部分で指導方針を掲げておるものでございます。今年度末と、また来年度4月の定例会のときにもお示しして、二度お伝えしている内容でございます。今回は特に変更した点や学校に対して強調していく点についてお伝えしたいと思っておりますので、ご協議をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

こちらは方針でございますので、こちらについての大きな変更点はまずございません。ただ、一番上の「学校教育の目標」の中で、これまでは「一人一人を生かす創

意と活力に満ちた幼稚園、学校教育を推進し」というふうに、幼稚園という言葉が入っておりました。しかし、学校教育法の第1条におきましては、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校等というふうにございますので、幼稚園も学校というものの定義の中に含まれるということで、幼稚園という言葉が削ってあります。幼稚園も含めているという意味での削りでございます。また、こちらにつきましては、第8次土浦市総合計画や土浦市教育大綱に基づきまして、そこで示された方向性を生かして具体的な教育活動を推進していくと。そのときの柱がこれまでどおりの5項目中心にございます「確かな学力」「豊かな心」「健康教育」「社会の変化に対応した教育」、そして「特別支援教育」、こちらの五つの柱を特に強調してまいります。こちらの五つの柱を小中一貫教育のもと、推進していくということでございます。

また、一番下にありますとおり、教職員の資質・能力、このような教師を目指して、園長、校長のリーダーシップを発揮して、教育目標に近づいていくと、そちらを目指していくというような方向性を示しております。

続いて、具体的な内容でございます。強調するところ、変更した点のみお伝えいたします。3ページをお願いいたします。

こちら「確かな学力」でございます。こちら大きな変更はございませんが、1にありますとおり、標準学力調査、こちら4月に学力調査、また、5月に生活状況調査を行っております。こちらを継続して行うことで、学級や学校の課題を明確にして、年間を通して計画的に学力向上や子供たちの生活の意識の向上に向けて取り組んでまいりたいということを強調してまいります。

また、四つ目にありますとおり、小中一貫教育の学びの連続性の中で小中一貫教育を推進していく、授業の中で小中一貫校をどう生かしていくのかというようなことを強調してまいります。

4ページをお願いいたします。

4ページは「豊かな心」についての部分でして、一番上の道徳教育、小学校は平成30年から、中学校は平成31年度から、特別の教科「道徳」というふうにこれまで以上に道徳について研修が必要になっておりますので、こちらについて研修や学校訪問などを通して、評価の問題も含めて学校のほうに指導してまいりたいと思っております。

続いて、5ページの「健康教育」のほうでございます。特に、一番上の1、「体育経営の改善」の中の5行目にありますように、体力テスト、こちらを一番いい評価がAで次がBなんですが、こちらの体力テストをA+Bが60%になるように、引き続き学校のほうに指導をしてまいりたいと思います。現時点では、29年度の時点ですが、小学校のほう、県の平均がA+Bの平均が55.9なのに対して、土浦市は48.3%、中学校のほう、県の平均が61.9に対して市のほうは52.7ということで、若干小学校のほうに課題があるという部分がございますので、体育についても引き続き指導をしてまいりたいと思っております。

6ページをお願いいたします。

こちらは「社会の変化に対応できる教育」ですが、キャリア教育、こちらはキャリ

アノートを来年度5月中にすべての小中学生及び学校に配布いたしますので、そのようなキャリアノートなどを中心に据えまして、キャリア教育、通称「みらいスタディ」という名前をつけましたが、そちらについて推進していけるように、小中一貫の視点を生かした指導を進めてまいります。また、グローバルな視点やICTの活用等、そういったものについても強調してまいりたいと思っております。

7ページの特別支援教育のほうをお願いいたします。

こちらにも継続して進めていく部分でございますが、これまで以上に関係機関がそれぞれ実際に取り組んでいることや、協力することが可能であるというようなことについて、今まで以上に整頓してまいりたいと思っております。これまでさまざまな機会、特に連携協議会などで障害福祉課や子ども福祉課などと連携した事業を行ってまいりましたが、より実践的で効果的な動きができるよう、それぞれの部署がどんなことができ、どんなことをやってくれるのかというようなことを相互に理解して、連携を強めていきたいと考えて準備を進めております。

最後になります。11ページをお願いいたします。

主な事業の中で、新規のものをお伝えいたします。縦線が切れてしまって大変申しわけありません。19番については昨年度から始めた事業でございます。通常の学校計画訪問に合わせまして、若手教員等の授業力向上のためにフットワーク軽く、指導主事が学校訪問して指導するというようなこと、これは昨年度からでございますので、今年も継続いたします。

新規のものは20番です。「働き方改革」プロジェクト、これについてやはり社会全体で学校の教員、先生たちの多忙化が問題になるというふうにいわれておりますので、こちらについて課題を具体的に見取りまして、その課題についてすぐに取り組めることはすぐに、あるいは時間がかかるものについてはそれに向けての準備を来年度からは進めてまいりたいと考えております。

今回の説明につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

教 育 長 ありがとうございます。この学校教育指導方針、年度が書いていないですね。

指 導 課 申しわけありません。平成30年度で明記いたします。

教 育 長 30年度でいいんですね。

指 導 課 はい、ありがとうございます。

教 育 長 この資料は委員の皆様は、初めてですか。

指 導 課 30年度の方は今初めてお示ししたものでございます。

教 育 長 これを見ていただいて、何かあったら連絡してください。その後、30年度のものにするということよろしいですか。

就学前教育がくせものなんだよね。保育園と認定こども園は所管じゃないけれども、やらなきゃならないという不思議な世界になっちゃっている。ただ、保育園や認定こども園に入っている、教育として学校に入る前にやらなきゃいけないのは事実。県のほうは単独で去年から始めている。だから本市としてもその辺のところも、検討していく必要がある。要するに、学校の先生は、幼稚園教諭の免許をほとんどが持っていないし、難しいと言えれば難しいけれども、やらなきゃならない。その辺も教育指導方針の中には、平成30年はこのままでいいと思いますけれども、次年度以降

入れていく必要があるのかなというふうに考えています。

それでは、何かございましたら事務局のほうにお伝え願いたいと思います。

続きまして、報告事項が何点かございます。最初、教育総務課お願いします。

教育総務課

資料の130ページをお願いいたします。

義務教育学校の開校に伴う関係告示の整理に関する告示の制定についてでございます。こちら、先ほど議案のほうで、規則、訓令の改定等を含めさせていただきましたけれども、こちらも同様に、義務教育学校の開校に伴いまして、①から⑧、記載の八つの関係告示を一括して改正するものでございます。小学校、中学校に義務教育学校を加えるというような改正になってございます。

30年4月1日から施行するものでございます。

教 育 長

これも義務教育学校ができたことに関する改正ということでございます。よろしいですか。

続きまして、2番、教育総務課。

教育総務課

149ページお願いします。

こちら土浦市放課後子供教室推進事業運営委員会要項の一部改正でございます。こちらは機構改革に伴いまして一部改正を行うもので、内容につきましては150ページのほうをお願いします。第7条の運営委員会の庶務を文化生涯学習課に改めるものでございます。

30年4月1日から施行するものでございます。よろしくをお願いします。

教 育 長

文化振興課への変更ということでございます。よろしいですか。

続きまして、③番、学務課お願いします。

学 務 課

本日お配りしてございます資料で、別紙ということで記載してある資料でございます。土浦市立小学校通学バス運行管理要項の一部改正についてということで、別紙と書いてある資料でございます。

こちら、要項の一部改正でございますが、改正の趣旨といたしまして、4月から開校いたします新治学園における通学バスの運行に関しまして、通学バスを利用する者の範囲について、新治学園義務教育学校通学バスの対象地区を要項に一部つけ加えるというような内容でございます。

施行日につきましては、開校いたします平成30年4月1日から適用するという改正の内容でございます。

大きな3番の「改正の内容」につきましては、(1)から(3)のとおり、大きく3点ほどございます。まず、趣旨の中でお話ししましたとおり、通学バスの利用対象となる地区を記載しているものでございますが、新治学園の開校に伴う地区について、別表へ記載するよう改めたものでございます。こちら、3ページのほう、別表ということで、土浦小学校、都和小学校に加えまして、新治学園義務教育学校の該当地区を記載したものでございます。

1ページ戻っていただきまして、2点目といたしまして(2)バスを利用する児童が増加したことによりまして、通学バスの利用期間、通学バスを利用しない場合の事由解消についてきちんと要項の中で定めたものでございます。こちらにつきましては、2ページの第2条の4というところがございますが、利用期間については

云々ということで定めまして、5のところは事由解消については次のとおりとするということで、これまで定めがなかったものを新たに定めたものでございます。

3点目といたしまして、1ページの(3)になりますが、手続の簡素化に伴いまして、年次更新ということで通学バスの利用カードを新たにつくりまして、こちらについて定めまして、それとともにバスの利用の児童の状況を今後も把握していくというものでございます。これまでは保護者宛てに許可書というようなA4の用紙を発行していたんですが、それにかえて、子供たちが実際定期券のように持つ利用カードというような形で継続して使っていただくようにしたものでございます。こちらについては5ページになりますが、5ページのようなカード、実際はもうちょっと小さいと思いますカード状のものでございますが、こういったものを許可証というような意味合いで子供たちに持っていただくというようなことになってございます。新治学園の開校に伴ってバス4台が運行するというので、約137名の子供たちが利用するということになりましたので、それに伴って、これまで通学バスに関しての管理要項の内容について十分整理した内容に改正するというものでございます。よろしくお願いたします。

教 育 長

宍塚、都和に続いて新治学園ということで、要項全体をわかりやすくするというのでございますね。では、そのようにお願いします。

あと、新治学園については、地理的な環境とか、防犯的な面で、例えば1.9キロでバツなんですが、この前の閉校式の語る会の中で、何人かわざわざ1.9キロを一人で行くしかないんですね。そうすると親が送っていかなきゃならない。100メートル逆方向に向かうと通学用のバス停がある。そういう子供が本郷地区にいるので、そういうのはこれから具体的に考えていく必要があると思います。教育長の判断で変更できるようにはなっているんですね。

学 務 課

はい。登下校の際には通学のグループがありまして、通学班みたいな形で地域ごとに班づくりをしているものでございますが、ちょうど2キロの線が班の子供たちを分断するような形になってしまう場合については、同じグループだという扱いで、教育長のほうでの判断が必要かと思うんですが、乗ってもらうことも可能ではございますので、それについては今までもご説明は学校のほうにしてきました。

教 育 長
橋 本 委 員

やってみないとわからないところが幾つかあると思います。

せっかく通学路の話題が出たので、私の自宅近くには藤沢十字路ってあるんですけども、あそこから藤沢十字路をこっちのほうからつくば通りに向かって折れて通学路に入って、その先を行くとごみ集積所があって、うちの子供たちはまだ行っていないんですけども、子供たちが持っている親たちがそこを一緒に通ってみた。そうしたらあそこは車が2台通るのがやっとなんですね。それで白線が引いてある。白線と塀というか、隣の家との境は30センチぐらいしかないんですね。子供1人でもギリギリ通れるかぐらいのところを、しかも先が見通せないんです。うねっているんですよ。直線じゃなくて、車がいつ来るかわからないS字みたいな感じでこうなっているんです。あそこだけは通学路は、私はいつもごみ当番で行くんですが、危ないなという印象だけは持っているんですけども、うちなんかは通学バスの範囲に入らないんですが、歩くほかないんでしょうけど、あそこだけは何とかならな

いかなど地域の方もこの間地区の総会でそんな話も出たんです。もちろん、出ているでしょうけれども、何とかうまく通学路の安全の確保をお願いしたいなと思っているんです。

学 務 課

今、橋本委員さんのほうからご指摘の箇所につきましては、教育委員会のほうでも十分認識しておりまして、お話に出たごみ集積所がちょうどあるものですから、登校の際にごみを置きに来る車と重なるというような心配も実際あります。学校のほうと大分前に相談してありまして、藤沢の校長先生のほうも地域と話し合いをして、そこを回避するルートとかいろいろ考えていたということでございますけれども、非常に心配な見通しの悪い所でもありますので、開校当初、保護者の方は新しい通学路になりますので、かなり心配があるということはどうこの地区もそうなんですけれども、警察のほうにもお話ししてございますし、地域の方々に開校当初特に重点的にパトロールと申しますか、安全指導などを行っていただいで、皆さんの目でご確認をしながら、少しでも安全な方法でというふうに考えております。

教 育 長

安全の確保をくれぐれもよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、続いて、図書館お願ひします。

図 書 館

資料の151ページお願ひいたします。

土浦市立図書館資料の利用制限に関する要綱の制定についてご説明いたします。こちら、制定の趣旨ですが、図書館での図書等の資料を一般の利用者の方への貸し出しにつきまして、貸出期限を守っていただけない利用者の方、延滞者とお呼びしておりますが、対しまして、貸し出しや予約等のサービスを一定期間停止させていただくことで、長期間にわたる延滞や予約の多い資料を一部の利用者の方が占有してしまうことを防ぎまして、図書館資料の円滑な利用を図れることから、利用制限に関する要綱を設けるもので、4月1日から施行の予定です。

内容につきましては、第2条のほうで延滞資料がある方に関しましては、返却期限が1日過ぎた場合、新たな資料の予約やリクエスト等を停止させていただきます。第3条におきまして、延滞している方が返却期限から15日間を経過しても本のほうの返却していただかない場合は、新たな本の貸し出しを停止させていただくものです。こちらは第5条におきまして、当該資料になります返却されてない資料が返却された時点で、そういった貸し出し停止、予約停止といった停止を図書館長のほうで解除するというもので、またご利用いただけるようになるものです。

教 育 長

やるということですね。よろしいでしょうか。

それでは、続いて5番も図書館ですね。

図 書 館

154ページのほうをお願ひいたします。

こちら新しく制定になります。土浦市立図書館資料の弁償に関する要綱の制定です。こちらは図書館のほうで貸し出しました図書等の資料を利用者の方が紛失ですとか、本を損傷してしまった場合、その当該の利用者に対しまして資料の弁償を求めるときに必要な事項を定めるものです。こちらにつきましては、2条のほうで弁償の方法について定めております。

3条のほうで、本の弁償の場合、図書館に対して図書館が指定しました同じ図書の現物を弁償していただくことにしております。ただし、古い図書の場合、廃刊、

絶版等で新たな購入が困難な場合もございますので、そういった場合は図書館のほうで類似する資料を指定させていただきまして、代替となる資料ということで弁償をお願いするものです。

また、2条の4項のほうで、映像資料、図書館の場合、DVDに当たりますが、こちらは通常一般に販売されているDVDと違いまして、著作権の許諾がついている資料となり、図書館が専用に購入しているものとなりますので、一般の方の購入が難しくなりますため、図書館のほうで購入して、購入費用について当該の利用者の方へ指定金融機関のほうへ金額を納付していただくことで弁償していただくということにしております。

なお、3条のほうで制定いたします火災ですとか交通事故等、自然災害等により、利用者の方の責めに帰することができない理由におきまして、本の破損ですとか損傷があった場合は、この限りではなく、弁償は求めないものとしております。

また、4条におきまして、弁償していただく期限日は弁償の届け出を行った日から起算して2カ月を経過した日としまして、これを経過しても弁償していただけない場合は、弁償が終了するまでの期間につきまして新たな図書の貸し出しや予約、リクエスト等のサービスを停止させていただくものとしております。

教 育 長

これも新しい要綱ですよ。何かございますか。

運用していく中でいろいろな事例が出てくると思うので、基本的には市の税金の話なので、厳しくやっても難しいということがあるので、とりあえず4月1日から運用してみて、いろいろな事例を考えて、図書館長を中心に運用について、該当者がどういう方なのかということも含めてやっていくのがいいのかなというふうに思いますけれども、委員の皆さんどうでしょう。貴重な資料があるんだよね。図書館の奥に眠っているよりは表に出たほうがいい。表に出れば破損する確率は高くなるから、土浦市としてはそんなに厳しく図書館のほうできつくやるかどうかは別として、利用者がこのことによって拘束されるようなこととか、心証的な問題もあるのでうまく運用していただきたいと思います。とりあえず、4月1日からこれでスタートするという、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

続きまして、今度は6番目、スポーツ振興課、体育館の開放ですね。

スポーツ振興課

159ページをお願いいたします。

土浦市立学校体育館開放団体利用要綱の一部改正です。先ほど、規則改正でもお話に上っておりますが、新治学園義務教育学校が4月から開校するに伴って、文言を中学校に義務教育学校という文言を追加するというような改正でございます。

教 育 長

これは義務教育学校の開設に伴う変更ということで、よろしいでしょうか。

続きまして、もう一つスポーツ振興課。

スポーツ振興課

160ページになりますが、児童生徒の各種大会参加等補助金交付要項の一部改正なんです。これも新治学園義務教育学校が開校することに伴いまして、要項の表現、土浦市立小中学校児童生徒を土浦市立学校児童生徒というふうに、新治学園義務教育学校が開校することを念頭に置いた文言の表現の変更で、163ページまで表現の変更となっております。

教 育 長

これも義務教育学校関係ですので、よろしいでしょうか。

以上で報告事項を終わりました。5番その他、かすみがうらマラソンお願いします。

スポーツ振興課 4月15日に行われますかすみがうらマラソン大会なんですが、エントリーと招待選手等の選考が終わりまして、エントリー件数が確定しましたのでご報告申し上げます。

164ページにありますように、かすみがうらマラソン一般の部では、フル、10マイル、5キロ合わせまして2万3,564人のエントリー、国際盲人マラソンの部が143人、ウォーキングの部が344人、全て合計で一番下にありますように2万4,051人のエントリーがありました。

ちなみに、今年は車椅子の部は申し込みがなかったものですから、車椅子の部は取りやめということになります。

教 育 長 ありがとうございます。4月15日なので2週間後。早いですね。

スポーツ振興課 入っています。

教 育 長 入っています。よろしくお願いします。

教育総務課 続きまして、今度は辞令交付式についてお願いします。

毎年、年度末と3月31日と4月1日付の人事異動につきましては、辞令交付式に教育委員の皆様にご出席していただいておりますけれども、165ページのほうに3月30日と4月2日のスケジュールを記載してございます。

まず、3月30日につきましては、この表の見方ですけれども、出席者の欄の二重丸がついてあるところが教育委員の皆さんにご出席していただきたいというところでございます。

まず、3月30日の金曜日は14時から、こちら教職員の退職者の辞令交付ということで、新治地区公民館のほうにお願いしたいと思います。

4月2日、こちらは13時から教育委員会職員課長級以上の辞令交付、それと14時30分、こちらまた場所を移していただきまして、新治地区公民館で教職員の辞令交付ということでよろしくお願いいたします。

教 育 長 よろしく申し上げます。

教育総務課 続きまして、③番、市町村教育委員会連合会定期総会。

30年度の茨城県市町村教育委員会連合会定期総会及び講演会の開催ということで、5月28日1時半から、水戸の総合教育研究所におきまして、教育長及び教育委員を対象に開催されます。こちら5月7日までに出席を報告ということでございますので、次回の定例会のときに出席を確認させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

教 育 長 よろしく申し上げます。その他ございますか。

文 化 課 本日、お手元にお配りさせていただきました「国選択無形民俗文化財の選択について」でございます。1月23日の教育委員会定例会におきまして、国の文化審議会が「霞ヶ浦の帆引網漁の技術」について、国選択無形民俗文化財とするよう文化庁長官に答申を行った旨、報告させていただきましたが、3月8日付で文化庁長官より正式に選択書が交付されましたので、ご報告いたします。

教 育 長 これで完結ということですね。長い間いろいろと調整ありがとうございました。行

方市とかすみがうら市はどうなっていくのか。

文 化 課

3市の保存会のほうに選択書が交付され、今後は映像報告書等をつくっていくということになります。

教 育 長

よろしく願いいたします。

最後に分限に関するをお願いします。

【議案第50号「土浦市職員の分限処分に関する指針に基づく警告書の交付について」を協議】（非公開）

教 育 部 長

私のほうから、先日開催されました市議会の議決案件についてご報告いたします。教育委員の人事案件でございます。橋本重信委員には、2期8年間お務めいただきまして、大変高い見識の上で委員会運営にお骨折りをいただきましたが、本日任期満了となりますことから、先日開催されました第1回市議会定例会におきまして、橋本委員の後任として現大岩田幼稚園長の今野登喜子氏の教育委員の選任動議が可決されましたので、ご報告いたします。

教 育 長

それでは最後に、橋本先生、本日で任期満了となりますので、一言お願いします。

橋 本 委 員

今話が出ましたように、2期8年間、教育委員として皆さんにお世話になりました。8年という長いようですが、考えればあっという間で、当初は東日本大震災とか、その後すぐに耐震工事とか、校舎も新しくなった所もあるし、水郷プールとか、かすみがうらマラソンとか、図書館とか、次々に教育委員会の仕事がたくさんあって、実際に働いている方々は大変だなという思いで見えてきましたし、私は私なりにお助けできる場所があればなと思いながら、毎回定例とか色々な会議に出させてもらいました。

中でも一番楽しかったのは、やっぱり私は学校に勤めていたものですから、学校訪問が一番、それまでは1日に4校から5校回っていたんですが、三、四年ぐらい前から、1日1校指導主事と一緒にじっくり午前中回って、先生方の授業を見て、校長先生と話をし、そして色々な課題とかをお話をさせていただく機会を設けてもらって、その後随分ありがたいなと思いました。随分市のほうも変わっているし、学校も変わっているし、こういう事業というか、訪問なんかも変わっているし、これからますます変わっていくと思いますが、はたから見ながら、陰ながら応援させてと思いますので、どうぞ何かの折には声をかけていただければ大変ありがたいと思います。本当に8年間お世話になりました。ありがとうございました。

教 育 長

以上で本日の議案は全て完了しました。長時間ありがとうございました。

教育総務課

次回は4月24日になりますので、よろしくお願いいたします。